

周南市都市公園条例の一部を改正する条例制定について

周南市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月21日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

周南市都市公園条例の一部を改正する条例

周南市都市公園条例（平成15年周南市条例第204号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3条の3」を「第3条の4」に改める。

第2章中第3条の3の次に次の1条を加える。

（運動施設の敷地面積の基準）

第3条の4 政令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。

別表第3（1）の表中「令第12条第7号又は第8号」を「令第12条第2項第7号又は第8号」に、「令第12条第9号」を「令第12条第2項第9号」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(参 考)

周南市都市公園条例新旧対照表

現行				改正案			
目次				目次			
第1章 (略)				第1章 (略)			
第2章 都市公園の設置基準 (第3条— <u>第3条の3</u>)				第2章 都市公園の設置基準 (第3条— <u>第3条の4</u>)			
第3章～第5章 (略)				第3章～第5章 (略)			
				<u>(運動施設の敷地面積の基準)</u>			
				<u>第3条の4 政令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。</u>			
別表第3 (第13条関係)				別表第3 (第13条関係)			
(1) 公園を占有する場合又は公園施設を設置する場合の使用料				(1) 公園を占有する場合又は公園施設を設置する場合の使用料			
占有物件又は設置しようとする公園施設の名称若しくは種類	単位	期間	金額 (円)	占有物件又は設置しようとする公園施設の名称若しくは種類	単位	期間	金額 (円)
(略)				(略)			
<u>令第12条第7号又は第8号に掲げるもの</u>	1平方メートル	1月	440	<u>令第12条第2項第7号又は第8号に掲げるもの</u>	1平方メートル	1月	440
<u>令第12条第9号に掲げるもの</u>	1平方メートル	1月	140	<u>令第12条第2項第9号に掲げるもの</u>	1平方メートル	1月	140
(略)				(略)			